

みんなで築き、

みんなで守る

「東郷美」

—— 東郷地区地域福祉活動計画 ——

(平成 22 年度～26 年度 : 5 力年計画)

平成 22 年 6 月

東郷地区福社会

みんなで築き、みんなを守る「東郷美」

の発刊にあたって



今回の東郷地区地域福祉活動計画の冊子は、平成 21 年 9 月に当福社会理事会での申し合わせにより、同年 10 月、熊本県菊池市社会福祉協議会への先進地視察研修後、同年 12 月に当理事会に計画策定に向けての承認を経て、ただちに委員の人選に入り、各分野より選定した 15 人を選出、平成 22 年 1 月より 6 月上旬まで 5 回にわたり委員会を開き、慎重審議を経て 6 月 12 日の本年度福社会総会に提議し計画（案）並びにこれに伴う予算（案）を含み承認をいただきました。

今後はさらに肉付けを行い表記にふさわしい業績を築きあげたいと念願致すところであります。

平成 22 年 6 月 12 日

東郷地区福社会 会長 沖 宗利

目 次

I はじめに 2～3P

- 福祉会について
- 社会福祉協議会について
- 地区別地域福祉活動計画について
- 東郷地区における計画策定の背景について

II 計画の位置付け 3P

- 計画の位置付け
- 計画の期間

III 東郷地区の現状と課題 4～6P

- 東郷地区に住んでいる人が感じている課題など
- 地域福祉の推進に関する市民の意識調査報告書（2009）から

IV 基本理念 7P

V 基本方針 8～9P

- みんなで東郷美を大切にしよう
- みんなのつながりをとりもどそう
- 東郷美推進の「しくみ」をつくろう

VI 実施計画 10～16P

- 実施計画
- 実施計画年次計画表

VII 資料集 17～23P

- 東郷地区の概要
- 東郷地区福祉会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
- 東郷地区 地区別地域福祉活動計画 策定委員名簿
- 計画策定に関する主なスケジュール

I はじめに

福祉社会について

- 市内には「福祉社会」という、自分の住んでいる地域を住民の手で誰もが生活しやすいように活動を行う住民の自主的な組織があります。
- 自治会単位で福祉活動を行う福祉社会を「小地域福祉社会」とよび、「地区」を単位とした福祉社会を「地区福祉社会」とよんでいます。
- この「地区福祉社会」は現在、市内全 13 地区に結成されていて、各地域の実情に合った組織体制で、その地域に合った福祉活動を行っています。
- 「小地域福祉社会」は市内 54 自治会で結成されています。
- 福祉社会の結成は、宗像市社会福祉協議会が「宗像市社会福祉協議会基盤強化計画書」（昭和 61 年 1 月策定）にて、“活動のための組織体制強化策”として採用し、取り組んでいる事業です。
- 昭和 63 年 4 月に自由ヶ丘地区に本市で初めての福祉社会「自由ヶ丘地区社会福祉会（現：自由ヶ丘地区福祉社会）」が発足しました。
- 東郷地区福祉社会は平成 2 年 6 月に発足しています。

社会福祉協議会について

- 「社会福祉協議会」という組織は、社会福祉法第 109 条に「地域福祉の推進を目的とする民間の中心的な団体」として規定されています。また、社会福祉協議会の組織構成や事業等も社会福祉法に定められており、その活動は「民間性」と極めて高い「公共性」が特徴です。
- 宗像市社会福祉協議会は、地域福祉の専門家として、各地域で福祉活動を行っている「福祉社会」の支援を重点目標のひとつとして取り組んでいます。

地区別地域福祉活動計画について

- ◆地区別地域福祉活動計画とは、「地区福祉社会」が行う地域福祉活動の目的を明確にし、目的を達成するための取り組みを計画的・効率的・効果的に推進するための計画です。
- ◆地域の福祉活動は、市内統一して推進できるわけではありません。高齢化率の高い地域、子どもが多い地域、アパートが多い地域や一戸建ての住宅地など、地域で行う必要性、優先順位の高い福祉活動は各地域によって違います。
- ◆福祉社会の組織は、事業計画や予算の承認などを行う理事会、理事会で承認された事業計画に基づき事業を企画し実施する役員会などから成り立ちます。理事や役員は地域の自治会長や民生委員などの地域の役員で構成されています。なかには福祉社会専任の地域の役員もいますが、短いところでは任期 1 年で役員の交代があります。
- ◆このような現状をふまえて、宗像市社会福祉協議会では、各地域の実情に合わせた、継続性のある福祉活動の展開を支援するため、その地区の今後 5 カ年の福祉活動を明記する「地区別地域福祉活動計画」の策定を積極的に推進しており、東郷地区福祉社会は市内で最初にこの計画策定に取り組みました。

東郷地区における計画策定の背景について

- ◆東郷地区においては、自治会長会から「コミュニティ運営協議会健康福祉部会」と「地区福祉会」との役割分担などについての提案があり、計画を策定する中で、「東郷地区福祉会のあり方」を検討しました。
- ◆計画を策定する委員には、東郷地区福祉会の理事や役員ではない地区の役員（※資料編22ページ参照）も就任していただき、福祉会外部の視点や意見を取り入れた計画を策定しました。
- ◆この計画は、健康福祉部会と東郷地区福祉会との役割分担を明確化し、二つの組織が協働するための計画でもあります。

II 計画の位置付け

計画の位置付け

- この計画は、社会福祉協議会が策定した第2次地域福祉活動計画（以下、「第2次計画」という。）と関連があり、第2次計画と連携することでより充実した東郷地区福祉会の地域福祉を推進・充実しようとするものです。

計画の期間

- この計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5カ年とします。
- また計画策定後に見直しの必要性が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

Ⅲ 東郷地区の現状と課題

東郷地区に住んでいる人が感じている課題など

- ◆「策定委員会」の中で、「困っていること」、「こんな東郷地区になったらいいな」などについて意見をだしました。

- 「困っていること」の一例として以下のようなことがでました。

【環境に関すること】

- ・空きカン、犬のフンが多く放置されている
- ・ポイ捨てゴミが多い
- ・自転車の乗り捨て（他人のもの）がある

【近所づきあいなどに関すること】

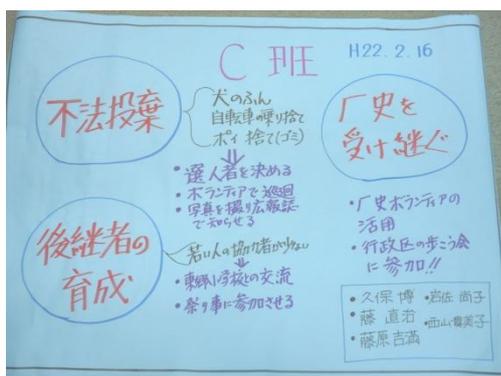
- ・隣同志のつきあいがあまりよくない
近所との会話が少なくなってきた
- ・高齢者が多い、高齢者2人の世帯が増えている
- ・年をとって役が回ってくるのが困る
- ・高齢者をどのようにして閉じこもらせないようにするか
- ・昼間の人口の減少



【買い物などに関すること】

- ・少しの買い物ができず不便
- ・身近なところに生活に必要な小さな店がほしい

- 「東郷地区のいいところ、こんな東郷地区になったらいいな」の一例として以下のようなことがでました。



【歴史・遺跡に関すること】

- ・歴史ボランティアの養成
- ・遺跡があり古い歴史がある
- ・歴史が深い、昔からの神社、仏閣や伝統がある

【自然環境に関すること】

- ・生活環境が比較的良い
- ・野鳥もやってくる、野草がとれる
- ・自然が良い、海岸に近い、空気がよい

【交通手段に関すること】

- ・電車、バスの交通の便利
- ・福岡市内、北九州市内へ比較的便利
- ・旧3号線に面しているのも便利

地域福祉の推進に関する市民の意識調査報告書（2009）から

- ◆さらに、宗像市社会福祉協議会が「第3次地域福祉活動計画」を策定するにあたり、市内799世帯から調査した「09地域福祉の推進に関する市民の意識調査報告書」からの課題を整理しました。以下はその一例です。

【家族の姿】

- ◆絶対数は少ないが、核家族が高齢化し、独身の娘や息子と高齢者が同居している家庭への対応である。それは、本人たちも周囲の人々も生活ニーズの変化に気づきにくいこと、独身者は昼間家におらず、地域社会との交流も薄くなりがちであることから、相談相手がいないため自分だけで抱え込み、悩み苦しむことが多く、その結果として虐待が生じやすいからである。

【職業、生計維持の方法】

- 現在のところ、生計中心者は「とても健康」が20パーセント、「まあまあ健康」が57パーセント。常勤雇用者の世帯では、生計中心者の健康が世帯の生計に直結するだけに、生計中心者が健康で働ける状態であることが世帯の生活にとって最も重要なことである。
- しかし、「まあまあ健康」と回答している人が多いことからそれが「あまり健康でない」に移行する可能性がある。中高年、特に多忙な勤労者を対象とした健康づくり活動や啓発を、定年後の地域生活への適応と合わせて検討していく必要がある。

【不安・困りごと】

- 生活上の不安や困りごとで、最も不安に思っていることは、「自分の老後」のことで、次いで「家族の病気・事故」であった。生計中心者以外の家族が病気になった場合でも、少人数の家族が多いため、看護や介護の負担に耐えられるかどうか問題となる。
- 比較的少数であるが、買い物の困難や不安を訴えている人が63人いる。自家用車を持たない世帯や、運転できない高齢者は、日常の買い物が困難となっている。今後、高齢や病気のために運転免許を返納する人が増えると予想されるので、生活必需品の購入のための高齢者の交通手段の確保を考慮していく必要がある。

【地域社会とのかかわり】

- 近所づきあいの程度は、非常に親しくつきあう人と、表面的なつきあいとどめる人へと二分される。
- 子育て中の人で、幼稚園のお迎えや遊び場での交流程度にとどめる人の場合、子育てに悩んだ時の相談相手がいないことなどが心配される。
- 地域で何とかしなければならないこととしては、高齢者世帯への支援（40%）、次いで、防犯・防災活動（31%）、障がい者・要介護者への支援（25%）、自宅介護の家族支援（22%）であった。
- ただし、この支援を「誰がすべきか」の問いには、自分自身が含まれる（10%強）、市や県などの地方自治体（31%）、隣近所の人（22%）、自治会（18%）という状況であった。

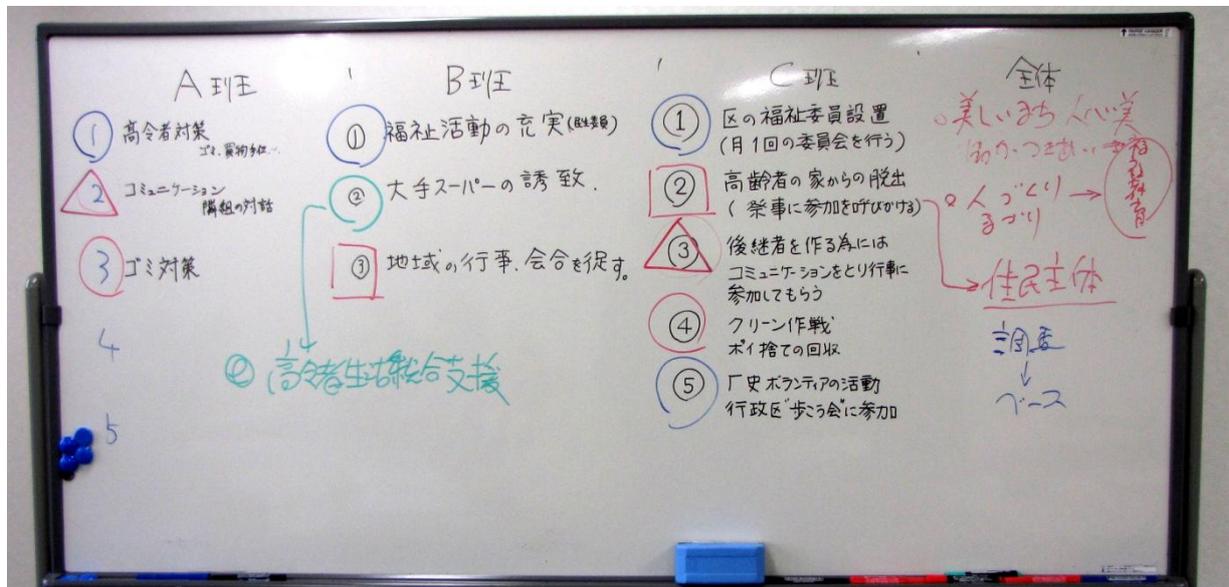
- 今後の課題として検討すべきことは、第一に、地域の中で孤立しがちで、生活情報が行き届きにくい人、あるいは相談相手が近所にいない人をどのようにカバーしていくのかということである。
- 第二に、忙しくても参加できるような活動時間と場所の工夫、活動内容の工夫を試みる必要があるであろう。高齢者の自立生活に関係する「健康づくり」や、災害時に備えての「災害要援護者対策」、家庭や地域でできる「防犯・防災対策」を核として活動を進めていくことなど、今後の地域社会で住民が協働できるような活動内容を工夫することにより、地域での助け合いの土壌づくりに取り組みやすくなるのではないかと思われる。

【社会資源の認知度】

- 本人や家族の病気、障がいによってサービスを利用する必要がでてきた場合には、一般的な情報では明らかに不足であるため、いざ福祉情報が必要となった場合には、まず行政機関の窓口で相談すると考えている人（48%）、家族・親族（33%）、友人・知人（26%）となっており、身近な人のアドバイスを求めるつもりでいることがわかる。
- ここで見落としとしてはならないのは、「相談できる人がいない」と回答している人が、数としては少ないが5%いるということである。

IV 基本理念

- ◆東郷地区の現状と課題から、東郷地区福社会として取り組んでいくことが望ましい課題を整理して、その解決方針について検討しました。
- ◆下記写真は、第4回策定委員会での検討資料です。



- ◆このような検討を行い、基本理念を決定しました。

基本理念

みんなで築き、みんなで守る「東郷美」

- ◆ここでいう「東郷美」とは、「みどり豊かな東郷」「ゴミのない東郷」などの見た目の美しさとともに、「他人を思いやれる東郷」「安心・安全の東郷」など、ここに暮らす人々の心の美しさを合わせた言葉とします。
- ◆この基本理念を実現してするための基本方針を以下の3つにしました。

基本方針

- 1 みんなで東郷美を大切にしよう**
- 2 みんなのつながりをとりにもどそう**
- 3 東郷美推進の「しくみ」をつくろう**

V 基本方針

1 みんなで東郷美を大切にしよう

- 今を生きる東郷地区の人々には、美しい東郷（＝東郷美）を次代に継承する役割があります。東郷美には「みどり豊かな東郷」「ゴミのない東郷」などの見た目の美しさとともに、ここに暮らす人々の心の美しさ「他人を思いやれる東郷」「安心・安全の東郷」が必要です。
- 東郷美を次代に継承するためには、東郷美を受け継ぐ人財（材）や後継者を養成する必要があります。

1 地域福祉型地域クリーン作戦を展開しよう

- ①高齢者と子どもによる地域美化活動を推進しよう

2 次代を担う人財（材）を育てよう

- ①学校や地域での生涯学習としての福祉学習を推進しよう
- ②住民福祉講演会の充実を図ろう
- ③地域ボランティア活動を推進しよう
- ④広報活動の充実を図ろう

2 みんなのつながりをとりにどそう

- 福祉活動の基礎は地域での人と人との顔の見える関係づくりです。
- 人と人とは、福祉関係者と地域の人、福祉関係者と福祉関係者、地域の人と地域の人など、より広く、より多くのつながりをつくる必要があります。

1 隣人近所の人への気配り運動をすすめよう

- ①小地域ネットワーク活動を推進しよう
- ②福祉委員制度の充実を図ろう
- ③福祉委員研修の充実を図ろう

2 福祉社会活動を通じて地域の人々とのつながりを創造しよう～参加しやすい福祉社会活動の展開

- ①高齢者と子どもによる地域美化活動を推進しよう（再掲）
- ②いきいきふれあいサロンやいろいろなサロン活動を推進しよう
- ③高齢者の生活を支援する活動を推進しよう

3 東郷美推進の「しくみ」をつくろう

- みんながわかりやすい、参加しやすい、続けやすい「しくみ」が必要です。
- 地域の人々の生活実態や意向に沿った「しくみ」が必要です。
- 「しくみ」を維持・継承するために、活動財源を確保する必要があります。
- 東郷地区には、いろいろな目的や役割を持つ住民組織があるため、東郷美を推進する効率的・効果的な役割分担の「しくみ」を創造することで、組織の共存共栄を図ることができます。

1 地域の福祉実態や事業参加者の意向を把握しよう

- ①社会福祉調査を実施しよう
- ②事業参加者へのアンケートを実施しよう

2 小地域福祉会の組織化ならびに地区福祉会との連携を図ろう

- ①「赤い羽根ふくし事業」（コーディネート事業）を推進しよう
- ②小地域福祉会組織化推進事業を推進しよう
- ③理事研修の充実を図ろう
- ④小地域福祉会代表者会議を推進しよう
- ⑤地区福祉会事業を実施しよう

3 地区の地域福祉推進団体と連携を図ろう

- ①コミュニティ運営協議会健康福祉部会活動に参画しよう

4 「しくみ」を維持・継承するための活動財源を確保しよう

- ①赤い羽根共同募金運動への協力を推進しよう
- ②歳末たすけあい募金活動への協力を推進しよう



VI 実施計画

1 みんなで「東郷美」を大切にしよう

(1) 地域福祉型地域クリーン作戦を展開しよう

①子どもと高齢者による地域美化活動を推進しよう

目的	○子どもと高齢者の交流と地域の環境美化を目的に行います。
実施方法	○福祉会や自治会、老人クラブ、子ども会などが連携して、地域の環境美化活動を行います。
実施年度	○平成 23 年度～26 年度

(2) 次代を担う人財（材）を育てよう

①学校や地域での生涯学習としての福祉学習を推進しよう

目的	○子どもから高齢者まで生涯を通じて福祉について学習する場、関わりを持つ場をつくることにより、地域の福祉活動の充実を図ります。
実施方法	○学校で行われている福祉教育に、地域ボランティアとして関わります。 ○地域の福祉活動の紹介や小学生の福祉活動への参加など学校と連携して行います。
実施年度	○平成 23 年度～26 年度

②住民福祉講演会の充実を図ろう

目的	○地域住民の福祉に関する理解を深めます。
実施方法	○福祉をテーマにした講演会を行い、理解を深めます。 ○自治会単位での講話や講演会などの開催を推進します。
実施年度	○平成 22 年度～26 年度

③地域ボランティア活動を推進しよう

目的	○地域のボランティア活動の振興を図ります。
実施方法	○個人の特技などを活かしたボランティア活動を推進します。 ○歴史観光ボランティアなど地域性を活かしたボランティアの養成を行います。 ○ボランティア活動を必要とする人とボランティア活動ができる人を結びつける方法などについて検討します。
実施年度	○平成 24 年度～26 年度

④広報活動の充実を図ろう

目 的	○福祉活動への理解と関心を深めることを目的とします。
実施方法	○年 1 回、全戸配布の福祉会だよりを発行します。 ○コミュニティだよりを通じて福祉会活動などを紹介します。 ○地区福祉会の広報委員会で掲載内容などを検討します。 ○効果的な広報活動について広報委員会で検討します。
実施年度	○平成 22 年度～26 年度

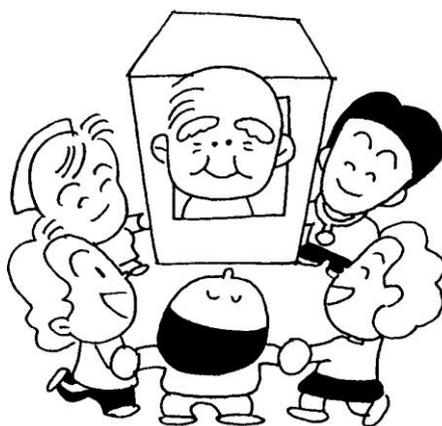


2 みんなのつながりを取りもどそう

(1) 隣人近所の人への気配り運動をすすめよう

①小地域ネットワーク活動を推進しよう

目 的	○小地域ネットワーク活動を推進し、人と人とのつながりづくりを目的とします。
実施方法	○地域の福祉委員や民生委員など地域の役員が連携して小地域ネットワーク活動を行うよう進めます。 ○つながりが必要と思われる人や世帯などへの小地域ネットワーク活動を行います。 ○組織的な活動として行うため、小地域ネットワーク活動に関わる人たちの会議を行います。
実施年度	○平成 23 年度～26 年度



②福祉委員制度の充実を図ろう

目 的	○地域の福祉社会活動を担う福祉委員として十分に役割が発揮できるよう、福祉委員の組織体制や会議など福祉委員制度の充実を図ります。
実施方法	○福祉委員の活動内容などをわかりやすくまとめた「福祉委員のしおり」を作成します。 ○福祉委員の意見を地区福祉社会に取り入れることができるようにします。
実施年度	○平成 22 年度～26 年度

③福祉委員研修の充実を図ろう

目 的	○地域の福祉社会活動を担う福祉委員として十分に役割が発揮できるよう、研修の充実を図ります。
実施方法	○年 4 回、福祉に関する学習会、情報交換、視察研修などの研修を行います。 ○社会福祉協議会が実施する研修会に福祉委員の参加を進めます。
実施年度	○平成 22 年度～26 年度

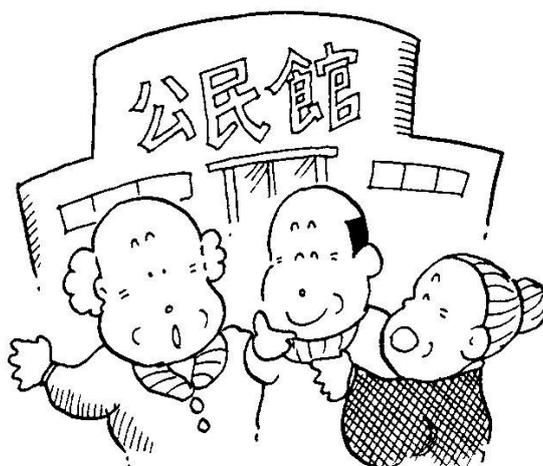
(2) 福祉会活動を通じて地域の人々とのつながりを創造しよう～参加しやすい福祉会活動の展開

①子どもと高齢者による地域美化活動を推進しよう（再掲）

目的	○子どもと高齢者の交流を行いながら、地域の環境美化活動を推進します。
実施方法	○福祉会や自治会、老人クラブ、子ども会などが連携して実施します。
実施年度	○平成 23 年度～平成 26 年度

②いきいきふれあいサロンやいろいろなサロン活動を推進しよう

目的	○地域での人と人が集まる場である「サロン」活動を行い、つながりづくりを推進します。
実施方法	○自治会の公民館を活用してサロン活動を行う。 ○子どもや障がい者を対象としたサロン活動についても検討します。
実施年度	○平成 22 年度～26 年度



③高齢者の生活を支援する活動を推進しよう

目的	○住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるように、高齢者が日常生活で支援が必要なことを支援します。
実施方法	○買い物やゴミだしなど、高齢者が日常生活に必要なことについて、支援活動を行います。 ○「地域ボランティア活動の推進」と合わせて地域で調整するしくみをつくりま。
実施年度	○平成 24 年度～26 年度

3 「東郷美」推進のしくみをつくろう

(1) 地域の福祉実態や事業参加者の意向を把握しよう

①社会福祉調査（地域の生活課題などの調査）を実施しよう

目的	○地域の実態を把握し、必要性（福祉ニーズ）に応じた活動を行うための調査を行います。
実施方法	○民生委員児童委員協議会の協力のもと実施します。 ○地区単位、自治会単位で実施します。 ○実施した調査は集計・分析し、理事会、福祉委員会などで報告します。 ○報告書をもとに地域に必要な福祉活動について検討を行います。
実施年度	○平成 23 年度～26 年度

②事業参加者へのアンケートを実施しよう

目的	○実施した事業をよりよい事業に改善するためのアンケートを行います。
実施方法	○事業を実施したときにアンケート調査を行います。 ○アンケート調査を集計し、事業改善の参考にします。
実施年度	○平成 22 年度～26 年度

(2) 小地域福祉会の組織化ならびに地区福祉会との連携を図ろう

①「赤い羽根ふくし事業」（コーディネート事業）を推進しよう

目的	○自治会などが行う福祉活動に対して、赤い羽根・共同募金を財源とした補助金を交付し、福祉活動の充実を図ります。
実施方法	○自治会長からの申請に基づき、地区福祉会の規定に応じた補助金を交付します。 ○事業実施後は自治会長から実施報告書を提出していただきます。 ○参考資料として、各自治会内の取り組み一覧などを作成します。 ○地区福祉会の総会で事業についての事務説明、様式書類を配布します。
実施年度	○平成 22 年度～26 年度

②小地域福祉会組織化推進事業を推進しよう

目的	○自治会単位での福祉活動を行う組織、「しくみ」としての福祉会の結成を推進し、福祉活動の充実を図ります。
実施方法	○理事会、福祉委員会議などでの小地域福祉会結成の必要性についての説明を行います。 ○社会福祉協議会と連携して結成に向けての協力を行います。
実施年度	○平成 22 年度～26 年度

③理事研修の充実を図ろう

目 的	○理事の研修を行い、小地域での福祉会の組織化や活動の充実を図ります。
実施方法	○年1回、視察研修などを行います。 ○社会福祉協議会が実施する研修会に福祉委員の参加を進めます。
実施年度	○平成22年度～26年度

④小地域福祉会代表者会議を推進しよう

目 的	○福祉会活動の情報・意見交換を行う代表者会議を行い、各小地域福祉会の活動の充実を図ります。
実施方法	○小地域福祉会の代表者による会議、情報交換を行います。
実施年度	○平成22年度～26年度

⑤地区福祉会事業を実施しよう

目 的	○地区として取り組んだほうが効果的な事業については、地区福祉会で実施します。
実施方法	○ひとり暮らし高齢者のバスハイクなどの事業を実施します。
実施年度	○平成22年度～26年度

(3) 地区の地域福祉推進団体と連携を図ろう

①コミュニティ運営協議会健康福祉部会活動に参画しよう

目 的	○参画することにより、地区福祉会や健康福祉部会など各団体の役割分担を明確にし、効率的で効果的な活動を行います。
実施方法	○健康福祉部会に参画します。
実施年度	○平成22年度～26年度

(4) 「しくみ」を維持・継承するための活動財源を確保しよう

①赤い羽根共同募金運動への協力を推進しよう

目 的	○福祉会の活動を維持・継承するための財源の確保を行います。
実施方法	○福祉会活動の財源になっている「赤い羽根共同募金」への協力を 行います。
実施年度	○平成22年度～26年度

②歳末たすけあい募金活動への協力を推進しよう

目 的	○福祉会の活動を維持・継承するための財源の確保を行います。
実施方法	○福祉会活動の財源になっている「歳末たすけあい募金」への協力を 行います。
実施年度	○平成22年度～26年度

4 実施計画年次計画表

■みんなの「東郷美」を大切にしよう	実施年度				
	22	23	24	25	26
(1) 地域福祉型地域クリーン作戦を展開しよう					
①子どもと高齢者による地域美化活動を推進しよう		○			
(2) 次代を担う人財（材）を育てよう					
①学校や地域での生涯学習としての福祉学習を推進しよう		○			
②住民福祉講演会の充実を図ろう	○				
③地域ボランティア活動を推進しよう			○		
④広報活動の充実を図ろう	○				
■みんなのつながりをとりにどそう					
(1) 隣人近所の人への気配り運動をすすめよう					
①小地域ネットワーク活動を推進しよう		○			
②福祉委員制度の充実を図ろう	○				
③福祉委員研修の充実を図ろう	○				
(2) 福祉会活動を通じて地域の人々とのつながりを創造しよう～参加しやすい福祉会活動の展開					
①子どもと高齢者による地域美化活動を推進しよう（再）		○			
②いきいきふれあいサロンやいろいろなサロン活動を推進しよう	○				
③高齢者の生活を支援する活動を推進しよう			○		
■「東郷美」推進のしくみをつくろう					
(1) 地域の福祉実態や事業参加者の意向の把握					
①社会福祉調査（地域の生活課題などの調査）を実施しよう		○			
②事業参加者へのアンケートを実施しよう	○				
(2) 小地域福祉会の組織化ならびに地区福祉会との連携を図ろう					
①「赤い羽根福祉事業」（コーディネート事業）を推進しよう	○				
②小地域福祉会組織化推進事業を推進しよう	○				
③理事研修の充実を図ろう	○				
④小地域福祉会代表者会議を推進しよう			○		
⑤地区福祉会事業を実施しよう	○				
(3) 地区の地域福祉推進団体と連携を図ろう					
①コミュニティ運営協議会健康福祉部会活動に参画しよう	○				
(4) 「しくみ」を維持・継承するための活動財源を確保しよう					
①赤い羽根共同募金運動への協力を推進しよう	○				
②歳末たすけあい募金運動への協力を推進しよう	○				

VII 資料編

(1) 東郷地区の概要



東郷の名が初めて文献に表れたのは鎌倉初期です。

書物「宗像記」では、朝町川の東側を河東郷*(東郷)、西側を河西郷*とあり、これが東郷の名前の起こりと考えられています。

ほかの古文書では、「稲元、曲、野坂、日の里」あたりまで東郷だったと思われます。

明治時代頃から郡役所など、主要な公共施設の建物が東郷に集まり、明治 22 年の東郷村発足から、大正 14 年の東郷町、昭和 29 年の宗像町、そして昭和 56 年の宗像市へとまちが変わってきました。

また、公共施設が集まったためか、県道 69 号線（旧国道 3 号線）の両側には当時では珍しく、歩道も整備。地理的なつながりから、宗像大社や大島への公共交通機関の玄関口にもなっていました。

旧国道 3 号線の開通とともに商店街や旅館、映画館などができ、まちが栄えました。演歌の大御所だった故・村田英雄さんも滞在したほどです。

東郷橋には昔、宗像大社の鳥居があったことはご存知でしょうか。最近では、市役所や警察署、県合同庁舎、医師会病院、JR 東郷駅、JA 宗像本店、宗像ユリックス、市民活動交流館（メイトム宗像）など、市だけでなく宗像地区の主要公共施設も建ち並び、まさに、宗像の中心地です。（市公式ホームページより引用）

(2) 自治会別の人口・世帯数

平成 22 年 4 月末現在

自治区	H22 年 4 月末		0~14 歳		15~64 歳		65 歳以上	
	世帯数	人口	人口	割合	人口	割合	人口	割合
久原	115	289	36	12.5%	160	55.4%	93	32.2%
田熊	547	1,318	245	18.6%	851	64.6%	222	16.8%
大井	163	411	44	10.7%	247	60.1%	120	29.2%
用山	72	148	7	4.7%	89	60.1%	52	35.1%
村山田	140	343	37	10.8%	208	60.6%	98	28.6%
大井台	317	827	60	7.3%	571	69.0%	196	23.7%
和歌美台	182	657	214	32.6%	414	63.0%	29	4.4%
大井南	48	171	66	38.6%	102	59.6%	3	1.8%
東郷村	260	622	72	11.6%	381	61.3%	169	27.2%
東郷町	538	1,316	233	17.7%	801	60.9%	282	21.4%
田熊町	685	1,444	143	9.9%	968	67.0%	333	23.1%
平井	386	938	97	10.3%	561	59.8%	280	29.9%
三倉	269	648	65	10.0%	372	57.4%	211	32.6%
釈迦院	21	58	6	10.3%	29	50.0%	23	39.7%
ケアハウス宗像	28	29	0	0.0%	0	0.0%	29	100.0%
ひかり園	22	22	0	0.0%	0	0.0%	22	100.0%
緑ヶ丘学園	68	72	0	0.0%	64	88.9%	8	11.1%
労災リハビリ	12	13	0	0.0%	12	92.3%	1	7.7%
東郷地区計	3,873	9,326	1,325	14.2%	5,830	62.5%	2,171	23.3%
宗像市合計	38,193	95,384	12,977	13.6%	61,191	64.2%	21,216	22.2%

(宗像市公式ホームページより)

(3) 地区の社会資源

① 公共施設

施設名	所在地	連絡先
東郷地区コミュニティセンター	田熊 1242 番地 8	36-7711
東郷小学校	田熊 527	36-2064
中央中学校	久原 244	36-2041
宗像高等学校	東郷 6 丁目 7 番 1 号	36-2019
宗像保健福祉環境事務所	東郷 1 丁目 2-1	36-2045
宗像土木事務所	東郷 1 丁目 2-1	36-2005
宗像地区消防本部	田熊 5 丁目 1-3	36-2425
宗像警察署	東郷 1 丁目 2-2	36-0110
市民活動交流館	久原 180	36-0311
宗像ユリックス	久原 400 番地	37-1311
宗像ユリックス図書館	久原 400 番地	37-1321
宗像市役所	東郷一丁目 1 番 1 号	36-1121

②福祉施設関係

【居宅介護支援事業所】

施設名	所在地	連絡先
JA むなかたケアプランセンター	田熊 1 丁目 3 番 3 号	36-7260
東郷外科ケアプランサービス	田熊 4 丁目 2 番 6 号	36-7708
宗像医師会ケアプランサービス	田熊 5 丁目 5 番 1 号	34-8076
有限会社ケアプランサービス吉田	大井 722 番地 1	36-2616
ケアプランサービスせいか	東郷 6 丁目 1 番 1 号 2F	37-3393
宗像市社会福祉協議会居宅介護支援センター	久原 180 番地	37-2780

【訪問介護】

施設名	所在地	連絡先
JA むなかたヘルパーステーション	田熊 1 丁目 3 番 3 号	36-7260
ふくしサービスセンターお結び	田熊 4 丁目 4 番 32 号	36-6963
有限会社ホームヘルパーステーション吉田	大井 722 番地 1	36-2616
宗像わかば苑ヘルパーステーション	大井 1503 番地	37-0150
ヘルパーステーション宗像	東郷 1 丁目 5 番 2 号	34-8333
訪問介護ステーションせいか	東郷 6 丁目 1 番 1 号 2F	37-3399
福陽会ヘルパーステーション	久原 75 番地 8	36-1103
宗像市社会福祉協議会ヘルパーステーション	久原 180 番地	37-1322

【訪問看護】

施設名	所在地	連絡先
宗像医師会訪問看護ステーション	田熊 5 丁目 5 番 1 号	36-1200
訪問看護ステーションむなかた	東郷 6 丁目 1 番 1 号 2F	37-3136

【デイサービス（通所介護）】

施設名	所在地	連絡先
JA むなかたデイサービスセンターみのり	田熊 1 丁目 3 番 3 号	36-7333
宗像わかば苑デイサービスセンター	大井 1503 番地	36-8844
デイサービスまりし	東郷 6 丁目 2 番 10 号	34-8010
デイサービスせいか	東郷 6 丁目 1 番 1 号	37-3321
通所介護ライズ	東郷 129 番地 1	36-2878

【デイケア（通所リハビリテーション）】

施設名	所在地	連絡先
宗像医師会 介護老人保健施設よつづか	田熊 5 丁目 5 番 6 号	37-0681
東郷外科はつらつデイケア	田熊 4 丁目 2 番 6 号	36-7708

【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）】

施設名	所在地	連絡先
グループホームファミリー	平井 1 丁目 19 番 1 号	37-0004
まりしの郷里	東郷 6 丁目 2 番 19 号	36-2625

【介護老人福祉施設】

施設名	所在地	連絡先
特別養護老人ホーム 宗像わかば苑	大井 1503 番地	37-0150
特別養護老人ホーム むなかた	用山 471 番地 5	38-3910

【介護老人保健施設】

施設名	所在地	連絡先
宗像医師会 介護老人保健施設よつづか	田熊 5 丁目 5 番 6 号	37-0681

【障害者自立支援施設】

施設名	所在地	連絡先
緑ヶ丘学園	大井 1512-1	37-1550
くすの木園	用山 433-1	37-2555
宗像コスモス会共同作業所	田熊 1-3-36	37-3761

【ケアホーム・グループホーム】

施設名	所在地	連絡先
くすくすホーム	用山 433-1	36-1561

③医療関係施設

施設名	所在地	連絡先
ありよりレディースクリニック	村山田堤 171-3	37-1633
一木こどもクリニック	東郷 5-14-37	36-0880
内田耳鼻咽喉科医院	東郷 6-1-7	36-2202
共立医院	田熊 4-5-1	36-4584
さがら内科循環器科医院	田熊 4-3-23	37-0025
崎村医院	東郷 1168-1	32-4151
東郷外科医院	田熊 4-2-6	36-4146
中西医院	平井 1-1-5	36-3351
はやし皮ふ科クリニック	田熊 4-2-5 R ビル 2F	38-3222
摩利支病院	東郷 6-2-10	36-4150
宗像医師会病院	田熊 5-5-3	37-1188
宗像眼科クリニック	田熊 2-5-13	37-0741
山口皮フ泌尿器科医院	東郷 3-1-13	36-7795
吉田内科クリニック	村山田 1071	36-4118

■東郷地区福社会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

平成21年12月16日
内 規 第 4 号

(設 置)

第1条 東郷地区福社会地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 委員会は、長期的な視野に立ち、東郷地区の地域福祉の推進を目的とした計画を策定する。

(構 成)

第3条 委員会は、15名以内とし、別表に掲げる者等をもって構成する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、東郷地区福社会長（以下「本会長」という。）が委嘱する。

(役 員)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長、副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議事等を進行する。

2 委員会には、委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に参加させることができる。

(任 務)

第6条 委員会の任務は、次のとおりとする。

(1) 計画（案）の作成

(財源等)

第7条 計画策定に関する諸経費は、主として宗像市社会福祉協議会（以下「社協」という。）助成金をもってこれに充てる。

(任 期)

第8条 委員の任期は、平成22年1月1日より平成22年6月30日までとする。

(庶 務)

第9条 委員会の庶務は、主として社協が行う。

(委 任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要に事項については、委員長と本会長が協議のうえ別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年1月1日より施行する。

2 この要綱は、平成22年6月30日をもって廃止するものとする。

策定委員名簿

No	選出区分	氏名	備考
1	自治会	石田 剛明	
2		井村 憲昭	◎副委員長
3	民生委員・児童委員協議会	藤原 吉満	
4	食生活改善推進会	赤間 育子	
5	ヘルス推進員	綱脇 公子	
6	老人クラブ	藤 直治	
7	コミュニティ運営協議会	北島 匡朗	
8		石松 茂昭	
9	福祉委員	西山 貴美子	
10		津野 サワ子	
11	地区福社会	安部 治弘	◎委員長
12		久保 博	
13		吉武 清己	
14		吉武 康之	
15		岩佐 尚子	

計画策定に関する主なスケジュール

実施日	項目	内容
平成21年 9月 2日	福 社 会 役 員 会	地区別地域福祉活動計画について
10月22日	先進地視察研修(理事)	熊本県菊池市社会福祉協議会 ・地区別地域福祉活動計画について
12月16日	福 社 会 理 事 会	計画策定に向けての承認
平成22年 1月28日	第1回策定委員会	○委嘱状の交付 ○委員長、副委員長の選任 ○学習会
2月16日	第2回策定委員会	○グループワーク ・東郷地区のいいところ／困っていること／こんな東郷地区になったらいいな
3月 8日	第3回策定委員会	○視察研修 久留米市山本校区社会福祉協議会 ・地区別地域福祉活動計画について
4月22日	第4回策定委員会	○グループワーク ・福祉会としての課題整理 ・課題への取り組み方針
5月15日	第5回策定委員会	○東郷地区別地域福祉活動計画書についての協議
6月12日	福 社 会 理 事 会	総会(理事会)で計画の承認

東郷地区地域福祉活動計画

～みんなで築き、みんなで守る「東郷美」～

(平成 22～26 年度 : 5 カ年計画)

発行 / 平成 22 年 6 月 作成 / 東郷地区福祉会
編集 / 社会福祉法人 宗像市社会福祉協議会
連絡先 / 社会福祉法人 宗像市社会福祉協議会

〒811-3437 福岡県宗像市久原 180 番地
Tel:0940-37-1300 Fax:0940-37-1393
E-mail : info@syakyo.munakata.com